

川崎区防犯パトロール用品の管理に関する要領

(目 的)

第1条 この要領は川崎区内で自主的に防犯活動を実施している町内会・自治会、市民団体及び個人等（以下「団体等」という）の支援を図ることを目的として、川崎区長が購入した防犯パトロールに使用する防犯用品（以下「パトロール用品」という）の管理に関して、必要な事項を定める。

(パトロール用品の管理者)

第2条 パトロール用品は川崎区安全・安心まちづくり推進協議会会長（以下「会長」という。）が適正に管理するものとする。

(管理方法)

第3条 会長は川崎区長から依頼を受けて管理するパトロール用品について、「川崎区防犯パトロール用品の貸与に関する要領」に基づき、団体等に対し貸出を行うものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、川崎区長及び会長の協議により定める。

附 則

この要領は、平成19年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月23日から施行する。